

○宮崎大学監査室事務分掌規程

〔平成20年3月11日  
制 定〕

改正 平成22年9月22日 平成27年3月30日  
平成29年3月31日 平成30年3月30日

第1条 宮崎大学事務組織規程第43条の規定に基づき、宮崎大学監査室（以下「監査室」という。）の事務分掌については、この規程の定めるところによる。

第2条 監査室に専門職員及び監査係を置く。

2 専門職員（監査機能強化担当）は、次の事務を分掌する。

(1) 監事の業務支援に関すること。

(2) 監事との連携に関すること。

3 監査係は、次の事務を分掌する。

(1) 大学業務の監査、分析に関すること。

(2) 大学業務の指導、改善に関すること。

(3) 学長による内部監査に関すること。

(4) 入札立会に関すること。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。